

備えていますか？ いじめ対応 ～いじめ防止対策推進法研修～



「いじめ」とは？

「重大事態」とは？

教員は何をすべき？

その時、校長・教頭は？

教育委員会は？

軽微ないじめ事象であっても、**学校や教育委員会の対応次第で深刻化**します。
いじめ事象を発見してから関係法令や資料を確認しては手遅れです。

日常業務との優先順位の付け方。**経験豊富な教員だからこそ陥る重大なミス**。
現場の教員だけでなく、校長や教頭などの管理職、教育委員会が採るべき対応、
いじめ問題第三者委員会から指摘されやすい不適切事例等を具体的に解説します。

弁護士 三橋和史 (大阪弁護士会所属)

地方銀行や奈良県庁における勤務を経た後、
奈良市議会議員を4年間務めました。

弁護士としては、一般民事刑事事件のほか、
地方公共団体のいじめ問題第三者委員会委員や
いじめ当事者代理人を務めています。



三橋高等法律事務所

〒541-0046

大阪府中央区平野町2丁目2番7北浜コンソール504号

TEL:06-4708-4614

ご相談はお早めにご予約ください。

北浜駅(大阪メトロ堺筋線、京阪線)から徒歩約3分

堺筋本町駅(大阪メトロ堺筋線、中央線)から徒歩約6分

淀屋橋駅(大阪メトロ御堂筋線)から徒歩約7分

いじめ防止対策推進法研修の進め方

1 相談のご予約

ご担当者様から、お電話で相談のご予約をお願いします。

三橋高等法律事務所

TEL：06-4708-4614

2 ご相談

ご担当者様から、研修を実施する時期、研修を受講する方の人数やそれぞれの役職、いじめ対応に関する現状についてお聞かせいただき、効果的な研修内容を検討します。

3 費用のご確認・合意

弊所の弁護士報酬基準である「三橋高等法律事務所弁護士報酬基準」を踏まえ、研修を受講する方の人数等に応じて決定します。

同基準に規定するいじめ防止対策推進法研修の標準的な1回当たりの時間、回数及び費用については、次のとおりです。依頼者が行政機関で費用弁償がその有する基準等によるべき場合は、別途協議しますので、ご相談ください。

1回当たり90分間 × 2回 22万円

4 研修内容の打合せ

研修内容の概要について、ご担当者様と打合せを行います。研修を効果的に実施するため、受講する予定の方を対象に事前課題を設ける場合があります。

5 研修の実施

打合せ内容を踏まえ、研修を実施します。研修の終わりにアンケートへのご協力をいただく場合があります。